

2015年7月
第6号

朝鮮学校無償化実現・福岡連絡協議会
—朝鮮学校無償化裁判を支援する会—

미래·ミシ通信

ミシとは未来という意味

事務局 ・ 北九州 〒807-0825 北九州市八幡西区折尾3-5-1
九州朝鮮中高級学校内
TEL 093-691-4431 / FAX 093-691-4441

・ 福岡 〒812-0044 福岡市博多区千代4-29-50-6階
福岡県朝鮮学校を支援する会
TEL 092-633-3745 / FAX 092-633-3310

<http://msk-f.net>

mail : info@msk-f.net

目次:

第5回口頭弁論及び
報告集会 1

明らかになってきた被告側
(国)と私たち原告の主張の
争点 3

国際的な批判の声にも
耳を貸さない日本 3

会費(カンパ)
グッズ購入のお願い 3

「無償化法とその下に制定
された文部科学省令との
関係を検証する」
服部弘昭 弁護士 4

2015年 3月19日 第5回口頭弁論及び報告集会

第5回口頭弁論

2015年3月19日14時に207号法廷で開かれた。傍聴席84人分はいっぱいになりました。高校生は期末試験中でしたが、6名が参加しました。裁判は、約40分で終わりました。

原告代理人(朝鮮学校)は、第4準備書面、証拠書類として、京都朝鮮学校襲撃事件高裁判決文、日本の学者の民族教育に対する論文を提出しました。

金敏寛弁護士が第4準備書面の要旨を説明しました。一方、被告(国)は、原告の第3準備書面に対する反論の書面を提出しました。裁判官の確認に対して口頭での説明はありませんでした。



学校に通えばよいではないか」、「そうすれば、就学支援金を支給しますよ」と主張しています。これは在日朝鮮人の歴史や日本政府による対朝鮮学校政策を無視した主張であるだけでなく、在日朝鮮人の法的地位やその特殊性を正しく理解していない主張であって、到底容認できるものではありません。

加えて、被告(国)が公然とかかる主張をするからこそ、民間レベルにおいて朝鮮学校に対する嫌がらせや差別が当然のように行われている実態を無視してはなりません。(早急に是正されるべき内容です。)

■原告らが学ぶ朝鮮学校は、日本の植民地支配によって奪われた言語・文化を取り戻す性質を有する民族教育学校です。この特異な歴史経過に基づく民族教育の性質が正確に理解されることが不可欠です。朝鮮学校に通う原告らが、なぜこのような裁判を起こさなければならないのかという観点から在日朝鮮人の歴史的経過及びその特殊性を理解した上で本件



<弁論要旨>(金敏寛弁護士)

歴史経過に基づく民族教育の性質を正確に理解した審理を要求!

■被告は、「朝鮮学校を廃止して、『いわゆる日本の私立の高等学校』の許可を受ければよいではないか」「朝鮮学校なんかに通わず、日本の



미래·ミレ通信

ミレとは未来という意味

を審理していただきたい。

報告集会

裁判終了後、弁護士会館で報告集会が開かれ、支援者90名が参加しました。

■ 弁護団から、今回提出した原告第4準備書面の説明がありました。

「無償化問題の根底にあるものを植民地時代からの歴史を振り返りながら、今なお続く在日朝鮮人に対する差別、民族教育に対する差別を説明しました。その理解がなしに無償化問題を裁判所が判断できないと指摘しています。」

■ 被告(国)の第3準備書面の内容とそれに対する反論について、新たに弁護団に参加した朴憲治弁護士より説明がありました。

「前回裁判で提出した原告(私たち)の第3準備書面は、朝鮮高校を無償化制度からの排除の不当性、違法性を指摘したもので、被告(国)の第3準備書面は、それに反論してきたもの。そこには多くの論理矛盾がある。」

その内容は、

① 被告は、「朝鮮学校は不当な支配」を受けていると主張している。

→ 「不当な支配があるとかないとか」は、発足当初の審査会では議論はされていない。審査会は、「高等学校課程に類するもの」であるかどうかを審査するた



めに設置されたもの。

② 被告(国)は、政治的な理由で審査を停止、中止したが、それは朝鮮学校のための措置であったと説明している。(あきれられる内容となっている。)

→ どのような考え方なのか理解に苦しむが、推測するに審査を続けていれば当時の国民感情から、朝鮮学校に不利な決定をせざるを得なかったと言いたかったのかもしれない。(そうなれば、政治上・外交上の配慮が反映していることを自ら認めたことにならないのではないか。)

③ 被告(国)は、再開後の審査を受けて、「法令に基づく学校の運営が適正に行えると認めるに至らなかった」から不指定処分したことは適法であると主張している。

→ 審査会が、当初、検討対象としていなかった教育内容や朝鮮総聯との関係のみを審査している。審査の質を意図的に変えている。



■ 質疑応答では

Q 裁判では、被告の代理人はなぜ一言も発しないのか。

A 元来、日本の裁判では書類提出のみで発言はほとんどしない。ましてや支援者で埋め尽くされた傍聴席を見たらなかなか発言できないのではないだろうか。(また、傍聴者が多いということは、裁判官にもこの裁判の関心の高まりを知らせることに繋がっていると考えている。)

Q 当初、外交上の問題で判断

せず、「高等学校に類似した学校」なのか客観的に判断すると言っていたことが守られていないと思うが。

A 全くその通りと考えている。その点は一貫して追及していること。そもそも、朝鮮学校だけが他の外国人学校と違う「特別な調査」を受けていること自体が「法の下での平等」原則が守られていない。

■ 参加者の意見

「60万回のトライ」北九州上映実行委員会より発言がありました。

「2015年7月12日八幡市民会館で、映画「60万回のトライ」の上映会をする。

昨年、福岡の映画館で上映されたが、2度3度と見るほどによい映画であると考えている。朝鮮学校で学ぶ生徒たちが日本の学校の生徒たちまったく同じようにスポーツに勉学に打ち込んでいる姿を見て欲しい。国が朝鮮学校のみを無償化制度から排除した不当性がより明らかになるのではないかと。今後もみんなの力を合わせて裁判を闘っていこう。」
※上映会は7月11日(土)に直方でも行われます。

■ 次回(第6回口頭弁論)は、原告側から被告の第2、3準備書面に対する反論の書面を提出する予定です。弁護団は、7月7日付で検証申出書を提出しました。

その内容は、原告らの主張事実を立証するために、訴訟関係者全員が朝鮮学校現地に赴いて実際に五感の作用によって証拠を感知して欲しいとする検証手続きをしたものです。検証する事項は、九州朝鮮中高級学校高級部の教育活動及び不指定処分により侵害されている民族教育・文化などを挙げています。

2015年7月

明らかになってきた被告側(国)と私たち原告の主張の争点

全国(福岡、東京、愛知、大阪、広島)の裁判の情報交換で、裁判の争点が明らかになってきました。

被告側(国)の主張

■九州朝鮮高校は、朝鮮総聯による「不当な支配」を受けており、加えて授業料の流用のおそれがあるので不指定処分にしたのであって、違法ではない。

その法的根拠として以下の2点を挙げている。

①九州朝鮮高校を不指定処分としたのは、政治上・外交上の配慮ではなく、「法令に基づく学校の運営」を適正に行けると認めるに至らなかったからであり、違法ではない。(教育基本法16条第1項)

(簡単にいえば、朝鮮総聯による「不当な支配」が行われている疑

いがあると主張している。)

②「高等学校等就学支援金の支給に関する規程施行規則ハ号規程の第13条」では、「…の授業料に係る債務の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない。(適正な学校運営)」とされているが、就学支援金を支給したとしても授業料に充当されないことが懸念される。

○被告側(国)の現在の主張は、「お金が欲しいなら朝鮮学校を廃止して日本の『高等学校』の認可を受ければよい。朝鮮学校なんかに通わず、日本の学校に通えば良いではないか」と民族教育を否定した主張。

私たち原告の主張

①被告側(国)の主張は、「朝鮮総聯や朝鮮高校ならやりかねない」という差別偏見に基づくも



のであり、法の下での平等を定めた日本国憲法第14条に反するものである。

②「不当な支配」については、被告は「公安調査庁の回顧と展望報道」や報道文書(産経新聞)などを証拠として、「適正な学校運営がされていないと疑われる事情がある」と「疑い」をもって「不当な支配」があると主張している。

「不当な支配」という曖昧で抽象的な要件を持ち出したのは、政治目的で朝鮮高校を無償化制度から除外するだけの都合のいいものである。

③被告(国)の現在の主張である朝鮮学校不要論(民族教育の否定)なるものは、在日朝鮮人の歴史や日本政府による対朝鮮学校政策を無視した主張

であるだけでなく、在日朝鮮人の法的地位やその特殊性を正しく理解していない主張であって、到底容認できるものではない。

国際的な批判の声にも耳を貸さない日本

2014年8月29日に国連人種差別撤廃委員会は、「無償化」からの朝鮮高校排除を「人種差別」と断定し、日本政府に是正を求める勧告を出している。

しかし、政府は「国連人種差別撤廃委員会の所見は、我が国の就学支援金制度の仕組みや規程13条(「適正な学校運営」)の基準

等を踏まえたものではない。支給法は、生徒自身や生徒の国籍によって区別しているものでなく、人種差別には当たらない」と強弁している。



会費(カンパ)及びグッズ購入のお願い

■会費(カンパ)のお願い

本会の趣旨に賛同いただき会費(カンパ)のご協力をお願いいたします。

(振込先は4面に記載)

○ 団体会費 一口 5,000円

○ 個人会費 一口 1,000円

これまでのご協力に厚くお礼申し上げますと共に、裁判の広範な

支援の為には、これらも継続的なご協力を呼びかけていきたいと思っております。皆様の暖かいご支援をお待ちしています。

■裁判支援グッズ販売中！！

裁判支援グッズを販売中です。第1弾として、スマホクリーナーを準備しました。絵柄は、ロゴ(2種類)と朝鮮学校生徒の絵画で

す。(3種類で1セット)

収益は、裁判費用に充てられます。料金は1セット600円、2セット以上購入で500円です。

詳細に関しては電話かメールにてご確認ください。

電話 093-691-4431

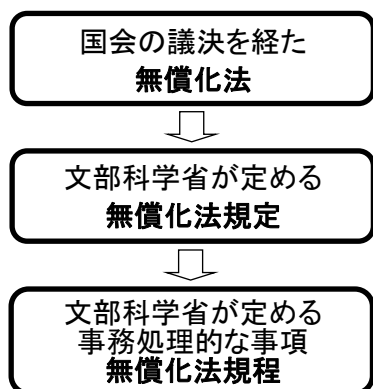
メール info@msk-f.net

すべての子どもには学びへの権利があります！

「無償化法とその下に制定された文部科学省令との関係を検証する」 弁護団長 服部弘

被告(国)は、文部科学大臣が定めた規程13条の「法令に基づく学校運営を適正」に行えると認めるに至らなかったから不指定処分は適法であると主張している。

無償化法、無償化法規定、無償化法規程は、下の図のような関係にある。



被告(国)の誤りは、一番下位にある無償化法規程の13条をもって、最上位にある無償化法そのものを否定していることである。法律を正確に理解すれば、朝鮮学校のみを無償化法から除外したことは、法治国家ではありえない行為であり、日本国憲法に違反していることは明らかである。

「無償化法の特徴は何であったか」から検証していく。

第1に、学校の設置者が生徒の代わりに就学支援金を受け取るとその時点で、学校が生徒から授業料を受け取ったことになる。(法定充当と言う)

第2に、無償化法は、監督官庁である都道府県知事に学校設置者

に対する文書提出命令権を定めている。しかし、それ以上の権限を監督官庁にも政府にも与えていない。つまり、仮に、就学支援金が学校によって第三者への流用や不正な取扱いがあったとしても、学校の設置者に対して指定の取り消しなどの処分権限を全く認めていない。

二つの点を考えれば、無償化法では、学校の設置者が就学支援金を授業料に充当せず、横領とか第三者への流用ということは全くあり得ない制度設計をしているのである。

仮に、学校設置者が施設設備費等の名目で増額して、実質的に授業料の二重取りのような事態が発生したならば、監督官庁である都道府県知事の指導で足りると考えて制度が作られている。

第3に、無償化法の重要な点として、就学支援金の支給対象の学校を決定する基準を定めていることである。

その基準は、大きく二つである。

① 学校教育法1条の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校
(無償化法2条1項1～4号)

② 高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの



基準の具体的な内容は、文部科学大臣に省令による制定を委任している。しかし、文部科学大臣が、基準の中身を好き勝手に拡大して制定することは許されていない。

ところが、被告(国)は、無償化法が定めている上記3点の重要な特徴を無視して、今回の不指定処分をしているのである。

朝鮮学校を不指定処分にするために仕組まれた無償化法規程13条！

被告は、「就学支援金が授業料として確実に充当されるか確認できる体制が整っていることが当然の要件となる。」と主張している。しかし、この主張には大きな誤魔化しがある。

それは、就学支援金の法定充当を無視したものになっていることである。就学支援金は、無償化法で授業料に割り当てることが決まっているので、学校が受け取った時点で生徒は授業料を納入したことになる。したがって、確実に授業料として充当されるか確認できる体制が整っているかどうかは必要ないことである。

なぜ、被告(国)は、自ら作った制度を無視し、無償化法では全く不要とされる「就学支援金が授業料に確実に充当されること」を敢えて主張するのだろうか。

結論から言えば、朝鮮学校を不指定処分にする理屈をつくりだす「為にする論理＝(屁理屈)」と言わざるを得ない。つまり「(充当が行われることが)確認できるか体制が整っていることが当然の要件になる」を強調して、「朝鮮学校はそのことを認めるに至らなかった」と結論づけて不指定にしたものと見ることができる。

■ 郵便振込の場合

01750-7-164454

朝鮮学校無償化実現・福岡連絡協議会

■ 銀行振込の場合

福岡銀行折尾支店(普)2988609

朝鮮学校無償化実現福岡連絡協議会 事務局 ユン キョンリョン